

## 競争参加者の資格に関する公示

池子米軍（６）修繕作業所新設等電気工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和６年５月９日

南関東防衛局長 末富 理栄

- 1 工事名 池子米軍（６）修繕作業所新設等電気工事
- 2 工事場所 神奈川県逗子市
- 3 工事概要 本工事は、以下の工事を行うものである。
  - ・修繕作業所１（RC-2 延べ面積 約2,100㎡）の新設に係る建物付帯の一部（電気、通信）
    - [電気設備工事]
    - 配管、配線、ボックス工事（電灯設備、動力設備、雷保護設備）
    - 照明器具の一部
    - 配線の一部（幹線設備）
    - 配電盤の一部
    - 火災報知設備の一部
    - 構内外線設備の一部
    - [通信工事] 全て
  - ・修繕作業所２（RC-1 延べ面積 約590㎡）の新設に伴う建物付帯（電気、通信）一式
- 4 工期 契約締結日の翌日から令和８年６月30日まで
- 5 競争参加資格審査申請書の交付
  - (1) 交付期間 公示日から開札日の前日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、９時から18時まで。ただし、紙による交付を受ける場合は、行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）とする。
  - (2) 交付場所  
防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。  
〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第２合同庁舎 5F  
南関東防衛局総務部契約課  
TEL 045-211-7143
  - (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 競争参加資格審査申請書の提出

- (1) 提出期間 公示日から令和6年6月4日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)。ただし、最終日は12時まで。
- (2) 提出場所 上記5(2)のただし書きに同じ。
- (3) 提出方法 競争参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス：sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

ア 総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告(建設工事)」(令和6年5月9日付支出負担行為担当官南関東防衛局長)に示すところにより交付する入札説明書の別冊様式第2-1と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和6年5月9日以降、当該工事に係る開札の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

## 7 特定建設工事共同企業体としての資格

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

イ 防衛省競争参加資格のうち「電気工事」に係る経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数)が、代表者は1,000点以上、代表者以外の構成員は870点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

## (2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 平成20年度以降入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、新設又は改修建物の電気工事を施工した実績（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、新設又は改修建物の電気工事を施工した実績。

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

イ 建設業法の電気工事業につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 入札公告2(7)に掲げる技術者を工事現場に専任で配置できること。

## (3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

## (4) 代表者の要件

代表者は、電気工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

## 9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

## 10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

## 11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「池子米軍（6）修繕作業所新設等電気工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時に於いて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。